三　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

四　株式等の引受け等を求める額及びその内容

五　収益の見通しその他政令で定める事項

2　特例金融機関等を子会社とする銀行持株会社等は、機構に対し、特定事態指定期間内に限り、当該子会社（以下この条において「特例対象子会社」という。）の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該特例対象子会社は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を当該銀行持株会社等と連名で主務大臣に提出するものとする。

一　経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二　責任ある経営体制（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

三　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

四　当該銀行持株会社等が株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期

五　当該特例対象子会社における収益の見通しその他政令で定める事項

3　特例金融機関等又は特例対象子会社に係る銀行持株会社等が前二項の規定による申込みをする場合には、当該申込みを第三条第一項又は第二項に規定する申込みと、前二項に規定する経営強化計画を第四条第一項に規定する経営強化計画と、前二項の規定による経営強化計画の提出を同条第一項の規定による経営強化計画の提出とそれぞれみなして、第二章（第五条第二項を除く。）及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三条第一項	株式等の引受け等（当該金融機関等が銀行等である場合にあっては、株式の引受けに限る。）	株式等の引受け等
第三条第二項	株式の引受け	株式等の引受け等
第五条第一項	次に掲げる要件の全て	第三号から第五号までに及び第八号から第十一号までに掲げる要件の全てに該当し、かつ、第三条第一項に規定する金融機関等又は同条第二項に規定する子会社が第三十四条の九の二第一項に規定する特例金融機関等又は同条第二項に規定する特例対象子会社
第五条第一項第三号	前条第一項第七号	第三十四条の九の二第一項第三号又は第二項第三号
第五条第一項第九号	株式の引受け	株式等の引受け等
	株式等の引受け等が	対象子会社に対して行う株式等の引受け等が

第五条第一項第十一号	により適切に資産の査定が	による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切に
第五条第三項	が発行する株式の引受け	に対して株式等の引受け等
第五条の二	第二百六条の二	第二百六条の二又は第二百四十四条の二
	株式の引受け	株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）
	募集株式の割当て	募集株式の割当て若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権の割当て
	第二百五条第一項	第二百五条第一項若しくは第二百四十四条第一項
第七条第一項	議決権制限等株式	同法第百十五条に規定する議決権制限株式
	議決権制限等株式を	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式を
第七条第二項	議決権制限等株式の	議決権制限株式の
第七条第三項	同条第二項に規定する議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式
第九条第一項	株式の引受け	株式等の引受け等
第九条第二項	次に	第三号から第五号までに
第九条第二項第三号	第四条第一項第七号	第三十四条の九の二第一項第三号又は第二項第三号
第九条第四項	次に	第三号から第五号までに
第十条第一項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十二条第一項	株式の引受け	株式等の引受け等
	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号	第三十四条の九の二第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号から第三号まで
第十二条第二項	次に掲げる要件の全て	第三号及び第四号に掲げる要件
第十二条第二項第三号	第四条第一項第七号	第三十四条の九の二第一項第三号又は第二項第三号
第十三条第三項	株式の引受け	株式等の引受け等
第十三条第四項	議決権制限等株式	会社法第百十五条に規定する議決権制限株式